

## 通訳案内士登録申請等に必要書類の一覧(非居住者用)

### 1 必要な書類(新規登録申請及び代理人の変更は、代理人が同行の上、本人が申請すること)

申請者

区 分	新 規	変 更	再交付	抹 消	備 考
① 申請書又は届出書 注: 複数言語申請の場合は、 言語ごとに作成	○	(○)※	(○)※	○	申請窓口にて配布。(別記1参照) (ホームページからダウンロードできます。) ※電子申請の場合は提出の必要はありません。
② 健康診断書	○				医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許 の交付を受けた者による健康診断(署名・捺印) で、3か月以内に発行したもの。精神機能障害の 有無等の記載のあるもの。(別記2参照)
③ 合格証書(写し)	○	(○)※	○		氏名変更の場合はパスポートの写しを添付。 ※都道府県間の住所変更の場合は、写しを提出
④ 宣誓書(申請者)	○				申請窓口にて配布。 (ホームページからダウンロードできます。)
⑤ 写真2枚 注: 複数言語申請の場合は、各 言語につき2枚	○	(○)※	(○)※		最近6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、 無背景の縦3cm、横2.4cmのもの。裏面に氏名 を記入。 ※電子申請の場合は、郵送でお送りください。
⑥ 本人確認書類	○	(○)※	(○)※	○	運転免許証、健康保険証、住民票抄本(3か月 以内に発行されたもの。)の両面の写し、マイナ ンバーカード(表面のみ)など。 ※本人確認書類がパスポートのみの方は、原本 と写しをお持ちいただき、窓口で受け付けます。
⑦ 登録証 (旧免許証を含む)		(○)※	(○)※	○	亡失(紛失)の場合は、発見時に返納すること。 ※電子申請の場合は、郵送でお送りください。
⑧ 変更内容を証する書面		○			パスポート原本等、変更内容を確認できるもの。 ※別記3を御確認ください。
⑨ 抹消事由を証する書面				○	死亡した場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑 に処せられた場合等
⑩ 検索サービス利用申請書	○	(○)※	(○)※		※希望者のみ提出。 詳細は下記サイトをご確認ください。 (利用申請書もダウンロードが可能です)  <a href="http://saitama.lg.jp">全国通訳案内士の登録 - 埼玉県 (saitama.lg.jp)</a>

1 必要な書類(新規登録申請及び代理人の変更は、代理人が同行の上、本人が申請すること)

代理人

⑪ 代理権限授権書	○				登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面(契約書の写し等)を添付。 (ホームページからダウンロードできます。)
⑫ 定款又は寄付行為	○				法人の場合
⑬ 登記簿謄本 (履歴事項全部証明)	○				法人の場合(3か月以内に発行されたもの)
⑭ 本人確認書類	○	○			法人の場合は社員証、個人の場合は運転免許証、健康保険証、住民票抄本の写し(3か月以内に発行されたもの)、マイナンバーカード(表面のみ)など。外国人住民の方は、在留カード・特別永住者証明書の提示、写しの提出
⑮ 宣誓書(代理人)	○				氏名欄は自署のこと。 法人の場合、役員全員(監査役を含む) (ホームページからダウンロードできます。)
⑯ 変更内容を証する書面			○		【法人の場合】 ・住所・名称変更の場合:上記⑪⑫⑬を添付 ・代表者変更:⑬⑮を添付 【個人の場合】⑪および変更を証する書面を添付 ※別記3を御確認ください。  【代理人を変更する場合】 ※新代理人が同行の上、本人が申請 ・上記⑪⑫⑬⑭⑮を添付
⑰ 手数料 注:複数言語申請の場合は、 言語ごとに必要。	5,100	円 4,200	円 4,200		※申請方法別にお支払い方法が異なります。 窓口申請…原則キャッシュレス決済 電子申請…クレジットカード、ペイジー

◆担当者が不在の場合がありますので、事前に日時を予約のうえ、申請にお越しくださるようお願いいたします。

## 別記1 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語(中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。)と英語を併記してください。

申請者	表記	氏名	住所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人住民の方	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

## 別記2 健康診断書に関する関係法令(参考)

### ・通訳案内士法第21条第1項

都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請をした者が…(略)…心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

### ・通訳案内士法施行規則第17条

法第21条第1項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)とする。

### 別記3 変更内容を証する書面

氏名や住所の変更内容が記載されており、変更が行われたことを確認できる公的書面を御提出いただきます。

【住所変更の場合】住民票抄本、戸籍の附票

【氏名変更の場合】戸籍抄本

※3か月以内に発行されたものであること。

○上記の他、変更前後の記載がある次のア、イ、ウいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができます。

ア. 運転免許証(両面)

イ. 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面のみ)

ウ. 写真付き住民基本台帳カード(両面)

【注意事項】変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる書面が必要です。

上記の書類で住所の履歴が確認できない場合、**登録証記載の住所から現住所までの**転居した時系列(わかる範囲での年月日)を確認いたします。

下記のいずれかの書面を御用意ください。

・パスポート(御自身で住所の変遷を記入済のもの)

・年金手帳(御自身で住所の変遷を記入済のもの)

・任意の様式で、住所変更の変遷が分かる書類

(記入内容:登録証記載の住所から現住所までの転居した時系列(わかる範囲での年月日)、申請者本人の署名付き)